

住宅改修費における支給対象工事の取扱いについて

みだしのことについて、次のとおり取扱いを一部変更しました。

1. 手すりの取付け【着脱式手すり（取外し可能な手すり）】

変更前)

「福山市では着脱式手すりは認めていないので、別の工法（跳ね上げ式等／片側固定式）等で検討してください」と対応。

- ・ 手すりは常時必要な箇所に取り付けるものであり、住宅と一体となっており、移動しないものが対象工事との考え方であり、着脱式では外してしまった後は、手すり自体がそこに無い状態となるため。
- ・ 家族等が着脱作業を正確に行わない場合は、利用者にとって大変危険な状態となってしまうため。

変更後)

「着脱式手すりは、原則受付けておりませんが、別の工法を検討されてもなお不可能であると、ケアマネ及び施工業者が判断した場合は、事前の届出相談を行って頂き、一緒に検討します。その場合、施工箇所の写真、家族状況（介護状況）、本人の動線が分かるよう平面図、施工方法を検討した資料（カタログ（写）などを併せて持参ください。」と対応。

- ・ 家屋状態（建具など）により、どうしても動線上に手すりが必要な場合には、着脱式手すりを利用者が自己負担してきているケースがある。
- ・ 手すり等機能が上がり、安全性も高まってきたと思われるため、着脱式でも使用方法を守れば安全であると判断。

2. 洋式便器等への便器の取替え【和式便器を撤去せずに取替え】

変更前)

既存便器を解体し、撤去のち洋式便器を設置した場合が対象。

便器撤去なきものは、据置き便器として福祉用具購入で対応。

変更後)

和式便器の上に置くタイプの便器「TOTO スワレット」及びこの類似品については、住宅改修で対応。

- ・ スワレットが給水工事を伴うことと、必ずねじで床固定を必要とすること。
- ・ 上記工事により、据置きで安易な移動は不可能なため固定とみなす。